

高度外国人材に対する優遇措置一覧表

優遇措置	高度専門職 1 号	高度専門職 2 号
<p>① 複合的な在留活動 例：企業に会社員として勤務しながら関連する事業の経営など</p>	<p>○ ただし、主に従事する活動内容との関連性が必要。</p>	<p>○ 主に従事する活動内容との関連性は不要。 就労系の在留資格で認められるほぼ全ての活動が可能。</p>
<p>② 在留期間</p>	<p>一律に 5 年（更新可）</p>	<p>無期限</p>
<p>③ 永住許可要件の緩和</p>	<p>下記、高度外国人材として継続した在留歴があれば「永住者」への在留資格変更申請が可能。 高度人材ポイント計算表によるポイント 70 点以上の者：3 年 80 点以上の者：1 年</p>	
<p>④ 配偶者の就労</p>	<p>配偶者が在留資格「教育」、「技術・人文知識・国際業務」などに該当する就労活動を行う場合、配偶者に求められる学歴や職歴などの要件（上陸許可基準）は不要。</p>	
<p>⑤ 親の帯同 (高度外国人材の親または配偶者の親・養親含む)</p>	<p>下記条件の下、可能 ① 高度外国人材と配偶者の 7 歳未満の子（養子含む）を養育する場合 ② 妊娠中の高度外国人材または配偶者の介助などを行う場合 ③ 高度外国人材の世帯年収が 800 万円以上 ④ 帯同する親は高度外国人材と同居 ⑤ 高度外国人材または配偶者のいずれかの親に限る。</p>	
<p>⑥ 家事使用人の帯同</p>	<p>下記条件の下、可能 ● 外国で雇用していた使用人を継続雇用する場合（入国帯同型）： ① 高度外国人材の年収が 1 千万円以上 ② 帯同できる使用人の数は 1 名まで ③ 家事使用人に支払う給与は月額 20 万円以上</p>	

高度外国人材に対する優遇措置一覧表

	<p>④ 高度外国人材と同時に入国する場合は、使用人が入国前1年以上、当該外国人材に雇用されていた者であること</p> <p>⑤ 高度外国人材が先に入国する場合は、使用人が入国前1年以上、当該外国人材に雇用され、かつ当該外国人材が入国後、引き続き当該外国人材または当該外国人材が来日前に同居していた親族に雇用されている者であること。</p> <p>⑥ 高度外国人材が離日・出国する場合、共に出国することが予定されていること</p> <p>● 外国で雇用していた使用人以外を雇用する場合（家庭事情型）：</p> <p>① 高度外国人材の年収が1千万円以上</p> <p>② 帯同できる使用人の数は1名まで</p> <p>③ 家事使用人に支払う給与は月額20万円以上</p> <p>④ 家庭の事情（申請時において、13歳未満の子または病気などで日常の家事に従事することができない配偶者を有すること）が存在すること</p>	
<p>⑦ 入国・在留手続の優先処理</p>	<p>・ 入国事前審査にかかる申請の審査期間は受理から10日以内（目安）</p> <p>※在留資格認定証明書交付申請</p>	<p>・ 在留審査にかかる申請の審査期間は受理から5日以内（目安）</p> <p>※在留資格変更許可・在留期間更新許可申請</p>